

Title	近世城下町における武家の屋敷管理と住民把握：米沢藩を基軸として
Author(s)	渡辺, 理絵
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47094
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	わた なべ り え 渡 辺 理 絵
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 20662 号
学位授与年月日	平成 18 年 9 月 27 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	近世城下町における武家の屋敷管理と住民把握－米沢藩を基軸として－
論文審査委員	(主査) 教授 小林 茂 (副査) 教授 村田 路人 助教授 堤 研二

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近世城下町の武家地の管理システムの解明にむけて、おもに米沢藩を対象としつつ、武家屋敷の管理およびその住民構成の把握という2つの局面にアプローチしている。全6章で構成され、400字詰め原稿用紙に換算すると471枚（本文・注：328枚、図表：143枚）に達する。研究史及び問題設定にかかわる第1章にひきつづき、第2章・第3章では武家屋敷管理について、第4章・第5章では住民構成の把握について検討する。結論にあたる第6章では、第2～4章で得られた成果をもとに、巨大城下町江戸における武家地管理との比較にくわえ、町人地管理との対照もおこない、その特色の考察をこころみている。

第2章・第3章では、藩から拝領されるものと考えられてきた近世城下町における武家屋敷の管理実態を追跡する。米沢藩では、18世紀初めになると、藩庁屋敷割役に対するその手続きが簡素化され、また家屋建築費用の家臣負担、屋敷と拝領者との関係の固定化が進行した。その結果、屋敷は家臣の資産と考えられるようになるとともに、借家経営など居住目的以外の利用が拡大した。これに対して藩は規定や戒告を公布するものの改善がすすまず、19世紀に入ると居住目的以外に利用されている武家地に課税するなど管理政策を転換した。これに対応して、武家屋敷管理のために作製されてきた城下町絵図の形式が一新され、一枚物の絵図から帳面形式の屋敷割帳へと転換することとなった。以上に類似する他藩での動向を検討したところ、屋敷の私有地化や資産化は外様藩に多く、これに対し姫路藩などの譜代藩は今でいう公務員住宅のような性格が維持されていたことが明かとなった。この違いの背景には、転封にともなう屋敷の再配分の頻度の差があり、これが少ない外様藩で屋敷の資産化が進行したと結論している。

他方、第4章・第5章では、武家地で生活する武士やその家族、召仕や借家人の社会的な異動や出生・死亡の把握について検討する。この方面では、従来軍事編成単位ととらえられていた各番組の組頭が存在が極めて大きい。組士の縁定や離縁、後継や隠居といった社会的な異動に加え、召仕や借家人の異動も許認可事項とされ、申請等には組頭の添書が必要であり、組頭は社会的な秩序維持と同時に、武家地住民の社会的な異動を把握していた。また、このような許認可の対象とならない住民の出生・死亡は、定期的実施される宗門改によって捕捉されていた。この業務の総括は宗門奉行が行ったが、その基礎的な集計は番組により行われた。武家地住民の社会的な異動と自然増減の把握は、このようにそれぞれ別の体系のもとに行われ、岡山藩のような例外を除いて近世を通じて一元化されることはなかったとする。

第6章では、以上の結果を研究の進んでいる江戸と比較している。江戸の屋敷管理については米沢と類似する点が

多く、相対替による実質的な売買行為や借地化、武家地内での商売などは、城下町の規模に左右されないその近世的特徴として理解できるとする。しかし住民把握においては大きな差異があり、江戸に在府する各藩の家臣は、国元からの出張勤務者であり、季節的流動性も高く、国元居住の家臣とともに藩庁を中心に一元的に把握され、幕府はこれについては関与していないことを指摘する。

つぎに町人地と武家地の管理について比較し、前者では「町」という地縁的な組織が、屋敷管理と住民把握を一体化して実施しているのに対し、武家地の場合では、屋敷管理は藩庁屋敷割役が、住民把握は番方と宗門奉行というように、それぞれ異なる組織が主体となって行っている点に大きなちがひがあると指摘している。またこれらを補うようなかたちで、日常的な居住環境の整備については、武家地の各町に地縁組織（「用番」）が別に存在していることに言及している。

論文審査の結果の要旨

近世都市のもっとも重要なタイプの都市である城下町について、町人地の研究は大きくすすんでいるのに対し武家地の研究は遅延が著しい。また武家地の研究は巨大城下町である江戸に集中する傾向が強く、各藩の城下町の武家地研究は必要性が感じられながらも資料的制約があって停滞していた。本論文はこうした停滞を克服し、この方面の研究に新しい局面をきりひらこうとする研究として注目される。この場合論文提出者は、地理学出身者らしく、城下町絵図や宗門改帳に注目してその作製や利用にアプローチしつつ、制度的側面の解明にすすんだことが評価できよう。とくに米沢藩での研究成果を念頭におきつつ他藩における例を博捜し、武家屋敷管理における外様藩と譜代藩との違いを指摘するとともに、住民把握における番組の組頭の役割を明らかにしたことは、ともに従来ほとんど検討されなかった側面にせまるものであり、今後の研究課題につながるものとしても高く評価できる。

ただしこのように評価される一面で、立論にはなお検討すべき点がみとめられる。学際的に展開されてきた都市史研究における本研究の位置づけや上からの行政文書に大きく依存した分析については、改善の必要がある。また史料の引用や解釈についても不十分な点が散見される。

しかし、これらは本論文が達成した成果と展望を損なうものではなく、学位申請者の今後の研鑽によって克服できる可能性の高い問題と判断される。よって本論文を博士（文学）の授与にふさわしいものとして認定する。